

作りませんか？住基カード
発行手数料500円が今なら無料（平成23年3月31日まで）

身分証明書の提示を求められて困ったことはありませんか？写真付き住民基本台帳カード（住基カード）は運転免許証同様、公的な身分証明書として利用できます。発行手数料は来年3月31日まで無料です（その後は500円必要）。写真もその場で撮ります。ぜひこの機会に作りませんか？運転免許証を返納する予定の人は、返納前に住基カードを作ることをお勧めします。

年金を受給している人へ 町県民税の納税方法をお知らせします

●65歳未満の人
本年度から、65歳未満の人の公的年金等所得に係る町県民税を、給与所得に係る町県民税に合算して、給与から特別徴収（給与天引き）することになりました。

▼対象
今年4月1日現在65歳未満で、公的年金等に係る所得があり、住民税を給与天引きで納めている人

●65歳になる人
本年度65歳になる年金受給者（昭和19年4月2日～20年4月1

▼申請に必要なもの
①官公署発行の写真付き身分証明書（運転免許証やパスポートなど）
②印鑑
※写真付き身分証明書をお持ちでない場合、その他ご不明な点がある場合は、事前にお問い合わせください。

▼受付時間 平日9時～16時
町民課住民係
☎985-4105

日以前に生まれた人）は、10月の年金支給分から、町県民税が年金天引きされます。

●65歳以上の人
すでに年金天引きで納めている人（平成21年4月1日現在で65歳以上）は、8月で仮徴収が終了し、10月から本徴収が始まります。対象者には6月に納税通知書を送付しますので、ご確認ください。

町民課住民係
☎985-4110

おすすめですよ！年金保険料の口座振替・クレジットカード納付

年金保険料の納付は、納め忘れの防止や、金融機関に行く手間が省ける口座振替やクレジットカード納付をおすすめします。なお、過去の未払い分についてはご利用いただけませんのでご了承ください。

《口座振替》
▼申し込み方法
金融機関または年金事務所へお申し込みください。

▼持参するもの
①年金手帳または納付書 ②通帳
③金融機関の届出印
※口座振替日は、翌月末です。
※口座振替で「早割」(当月末振替の口座振替)を選択すると、毎月の保険料が50円割引になります。

《クレジットカード納付》
▼申し込み方法
年金事務所へお申し込みください。

※対象とならないカードもあります。詳しくは、日本年金機構ホームページまたはカード発行会社までお問い合わせください。

クレジットカードでの保険料立替払いは当月末です（割引額はありません）。

▼持参するもの
①年金手帳または納付書
②クレジットカード
町民課住民係
☎985-4106
松山西年金事務所国民年金課
☎925-5175

年金の役割知っていますか？

●昔と今
かつての日本では、祖父母、父母、子どもたちが一緒に暮らし、その中で家族が高齢者を扶養することが一般的でした。しかし、核家族化が進む現在、老後の生活を自分の子どもに頼ることが難しくなっています。そこで、老後の生活を安心して送れるよう、社会全体で高齢者の生活を支え、自身が高齢者になったときには次の世代に支えてもらう、いわば仕送りのような仕組みが必要であるという考え方からできた制度が、公的年金制度です。

●支えて支えられる公的年金制度
いずれ自分も誰かに支えてもらう時期が訪れます。このように、年金制度は、支えて支えられる社会的な世代間扶養の仕組みです。

特設人権相談(DV相談)

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、夫婦、親しい間柄で、相手にふるう暴力のことです。DV被害は、本人が話さないかぎり真実はわかりません。解決するためには勇気をもって相談することが大切です。相談は無料で秘密は守られます。当日は無料電話相談も行っています。

- 日時 6月25日(金) 10時～15時
- 場所 松前総合文化センター2階 ふるさと学習室
- 電話相談 ☎985-1313
- 相談員 人権擁護委員
- 社会教育課人権教育係 ☎985-4137

水道に 寄せる信頼 飲む安心

6月1日～7日 水道週間
水は限りある資源です。毎日の暮らしの中での水の使い方に無駄がないか見直してみましょう。

水を大切に
●歯磨き 水を流したまま磨くと30秒間で約6リットルの水を使います。コップにくめば約0.6リットルですみます。
●洗濯 お風呂の残り湯を使いましょう。温かい水なら洗浄効果も高まります。残り湯は、庭木の水やりや、まき水にも利用できます。
●洗車 ホースを使って洗車した場合、20分で約240リットルの水を使います。バケツにくめば約30リットルですみます。

漏水していませんか
使用水量が多いと思ったら、漏水しているかもしれません。次のように調べてみましょう。
①家の蛇口を全部閉める。②水道メーターのパイロット(銀色の丸いもの)が回ってないか確認。パイロットが少しでも回っていたら漏水の疑いがあります。漏水修理は町指定給水装置工事事業者が修理センター(☎984-6569)へ依頼してください。

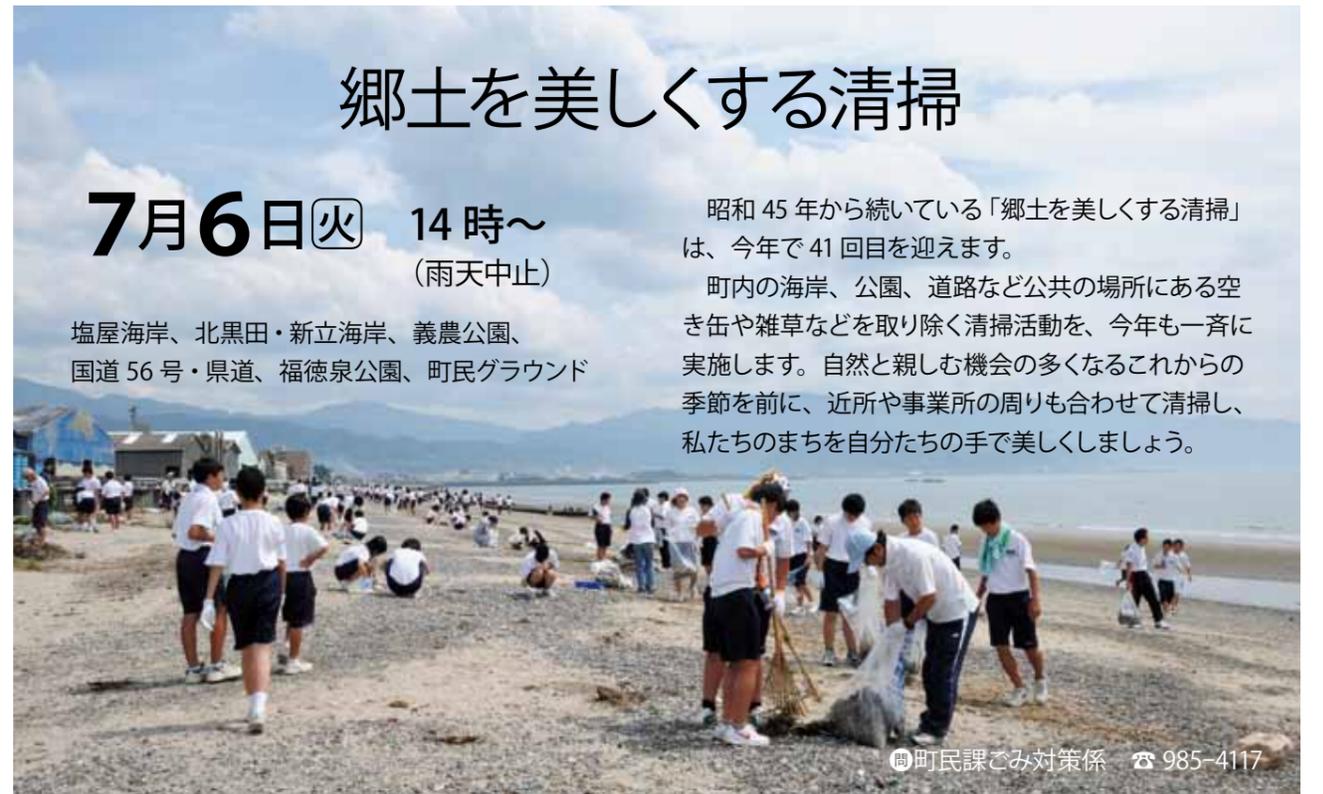
●上下水道課 (料金に関すること) ☎985-4133
(工事に関すること) ☎985-4229

郷土を美しくする清掃

7月6日(火) 14時～
(雨天中止)

塩屋海岸、北黒田・新立海岸、義農公園、
国道56号・県道、福德泉公園、町民グラウンド

昭和45年から続いている「郷土を美しくする清掃」は、今年で41回目を迎えます。町内の海岸、公園、道路など公共の場所にある空き缶や雑草などを取り除く清掃活動を、今年も一斉に実施します。自然と親しむ機会の多くなるこれからの季節を前に、近所や事業所の周りも合わせて清掃し、私たちのまちを自分たちの手で美しくしましょう。



町民課ごみ対策係 ☎985-4117

申請はお済みですか？

子ども手当

これまでの児童手当に変わり、4月から、子ども手当が始まりました。子ども手当は、中学校修了までの子ども1人につき月額1万3千円を支給する制度です。

4月1日現在で次の項目に該当する人には、4月下旬に申請書類を送付しています。まだ申請手続きがお済みでない人は、早めに手続きしてください。

- ① 中学2・3年生のお子さんが出て、3月末まで児童手当を受けていた人
- ② 中学3年生以下のお子さんが出て、松前町で児童手当を受給していなかった家庭の世帯主

申請期限 9月30日木

※4月1日以降に生まれたお子さんは、15日以内に申請が必要です。

● 6月は子ども手当現況届の提出月です

子ども手当受給者は、毎年6月に現況届を提出しなければなりません。期限までに提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなります。対象者には現況届のお知らせを送付しますので、必ず期限内に提出してください。

ただし、4月、5月に新規認定請求書(額改定請求書ではありません)を提出した人は提出不要です。

☎ 福祉課児童福祉係
☎ 985-4114

- ▼ **任用職種** パート
- ▼ **業務内容** 体育レクリエーション、学習活動、児童の生活指導など
- ▼ **募集人員** 数人
- ▼ **年齢要件** 18歳以上70歳未満(昭和15年4月2日〜平成4年4月1日生の人)
- ▼ **任用期間** 22年4月1日〜23年3月31日
- ▼ **勤務日・勤務時間** ① 学校休業日(9月からの第1土曜日) 12時〜18時
② 学校休業日(夏、冬、春休み) 8時30分〜18時(シフト制)

放課後児童クラブ指導員を募集します

- ▼ **免許・資格など** 高等学校か中等教育学校を卒業し、児童の育成及び指導に熱意をもっている人
- ▼ **報酬** 時給 864円
- ▼ **任用決定** 面接による
- ▼ **申し込み方法** 履歴書(市販のもので可)と資格証のある人はその写しを福祉課児童福祉係へ持参してください。
- ▼ **締め切り** 6月25日(金)
- ▼ **面接日** 本人に通知します。
- ▼ **面接場所** 役場庁舎
- ☎ 福祉課児童福祉係
☎ 985-4114

小さな子どものための
自然観察会
野々っ子くらぶ



野々っ子くらぶ第2回はかたつむりを観察します。子どもと一緒に自然と触れ合ってみませんか。

第2回かたつむりの会

- * 日時 6月23日(水) 10時〜11時30分
- * 場所 二名保育所、恵依彌二名神社
- * 対象 就園前の子どもと保護者 大人だけでも参加できます。
- * 服装 帽子、運動靴、長袖長ズボンでの参加をお勧めします。雨が予想されるときは雨具(カッパ)のご準備を。
- * 持ち物 お茶、タオルなど
- * 申し込み方法 6月22日(火)までにお電話ください。(先着15組)
- * 申込先 町民課生活環境係 ☎ 985-4117
子育て支援センター ☎ 985-4151

介護保険サービス利用者へ 負担軽減制度をご利用ください

社会福祉法人等利用者負担軽減

低所得者で一定の基準を満たす人は、社会福祉法人などが行う介護サービス利用料が軽減されます。

- ▼ **対象者**(次の全てを満たす人)
① 世帯全員が町民税非課税であること
- ② 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
- ③ 預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下
- ④ 日常生活のための資産以外に資産がない
- ⑤ 負担能力のある親族などに扶養されていない
- ⑥ 介護保険料を滞納していない
- ▼ **対象サービス** 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、特別養護老人ホームなど

	高齢福祉年金の受給者	その他の人
利用者負担	53/100 (50/100)	28/100 (25/100)
食費・居住費	50/100 (50/100)	25/100 (25/100)

▼ **軽減割合** ※()は23年4月1日
▼ **介護負担限度額認定**

介護保険施設などに入所・入院しているときや、短期入所を利用するときの食費や居住費(滞在費)の負担が軽減されます。

- ▼ **対象者** ① 町民税非課税世帯
② 生活保護世帯
- ▼ **対象サービス** 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所
- ▼ **軽減割合** 対象者によって段階的に軽減割合が異なります。詳しくはお問い合わせください。

▼ **申請方法**

申請する人は保険課、または現在利用されている介護保険サービス提供施設の担当者、担当の介護支援専門員などにご相談ください。

※現在対象者として認定されている人も、認定の有効期限は6月30日までですので、再度申請をしてください。

☎ 福祉課介護保険係

☎ 985-4115

まさきファミリー・サポート・センター 「ma★ma・ほっと」 会員募集

子育てのSOSにお応えする会員登録制の組織です。会員同士の相互援助を有料で行っています。出産後の援助、保護者の病気や用事の時の預かり、子どもの病気・緊急時の援助、保育所、幼稚園や放課後児童クラブの送迎に利用できます。

- ★ **子育ての手助けをしてほしい人(利用会員)**
- 対象となる子ども 0歳から小学6年生まで
- 登録希望の人は事務局までお問い合わせください。登録後、利用会員とサポート会員が顔合わせをして具体的なことを決めます。



- ★ **子育ての手助けができる人(サポート会員)**
- 20歳以上の社会人で、子育ての援助ができる人であれば、性別・資格の有無は問いません。下記の講習を受けると会員になれます。
- 養成講習会
- 日時 6月14日(月) 9時30分〜16時
- 場所 松前町総合福祉センター 2階集会室
- 内容 ・幼児期の子どもにふさわしい生活
・家庭での応急処置
・サポート事業の概要について
- 申し込み 6月1日(火)から12日(土)までに電話でご予約ください。

☎ まさきファミリー・サポート・センター ☎ 960-3269
(受付時間 平日9時〜17時 土曜9時〜12時)

更新を行います

○重度心身障害者医療費受給者証
○母子家庭医療費受給者証

現在お持ちの受給者証の有効期限は6月30日(水)です。受給者には6月中旬までに案内文書を送付しますので、忘れず更新手続きをしてください。また、助成を希望する人はお問い合わせください。

●母子家庭医療費助成制度
母子家庭に対して医療費の一部を助成します。

▼対象者

①母子家庭の母と児童
②準母子家庭の祖母と孫または姉と弟妹

③父母のない児童

※児童：20歳未満で就職していない人

▼対象除外

①前年(1～6月申請分については前々年)に所得税が課税されている家庭

②生活保護を受けている家庭

●福祉課児童福祉係

☎985-4114

●重度心身障害者医療費助成制度
重度心身障害がい者に対して医療費の一部を助成します。

▼対象者(次の手帳をお持ちの人)

①身体障害者手帳1級または2級

②療育手帳(程度による)

③身体障害者手帳3級～6級と療育手帳(程度による)の両方

●福祉課障がい福祉係

☎985-4112

2011 成人式
実行委員募集

2011 成人式の企画・運営をする実行委員を募集します。

●募集人員 15人程度

●応募資格 松前町に住居登録または外国人登録のある平成2年4月2日～3年4月1日生まれの人で実行委員会と当日(1月9日)に出席できる人

●活動期間 22年7月中旬～当日

※月1回(夜間)程度、実行委員会を開催します

●活動内容 イベントの企画、当日の司会進行、プログラムのデザインなど

●申し込み

電話かFAXで住所・氏名・電話番号を6月18日(金)までにお知らせください。

●申込先 社会教育課生涯学習係

☎985-4135

FAX985-4149

7月1日から

公共施設の予約が
インターネットでできます

★予約～利用までの流れ

1日～7日 申請



翌月の利用希望日の抽選申し込みをインターネットか窓口で行う

8日 抽選(希望が重なったときだけ)



パソコンによる自動抽選

抽選結果はインターネットか窓口で確認

9日～22日 支払い



当選者は窓口で利用料を支払う

予約完了

★対象施設 松前公園多目的広場、老人広場、テニスコート、体育館アリーナ、卓球場

★予約サービスを利用するには

個人または団体登録が必要です。また、すでに登録している人も、インターネット予約を行う際は登録IDが必要です。どちらの場合も、本人確認できる書類(免許証、保険証、学生証など)を持って、体育館事務所にお越しください。

★注意

- ・9日以降の次月予約は抽選ではなく随時予約となります。その場合、予約申込日から14日以内もしくは利用日の3日前までに利用料金を納めてください。
- ・支払期限までに料金の支払いができなければ、予約は取り消されます。
- ・利用料金は天候不良以外の理由では返金できません。
- ・電話や郵便による申し込みはできません。

●松前公園体育館 ☎984-7227
(受付時間 9時～21時)